

(一社) 日本科学機器協会	
整 理 番 号	JSIA- -00
① 下記②③以外の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	
② 当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置である場合 <input type="checkbox"/>	
③ 当該設備がソフトウェアである場合 <input type="checkbox"/>	

事務局処理欄		
承 認	確 認	担 当
月 日	月 日	月 日

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	器具・備品
設備の用途又は細目	試験又は測定機器

当該設備の概要	設 備 の 名 称	
	設 備 型 式	
	納 入 数 量	
	納 入 年 月	平成 年 月 (予定を記入すること)
	設 置 場 所	(事業所名) (所在地)

該要件	① 「最新モデル」に該当するか	1. 該当 2. 非該当
	② 「生産性向上」に該当するか	1. 該当 2. 非該当
先端設備の当否		1. 該当 2. 非該当

該要件欄に記載してある事項について
確認し、該要件を満たしていることを証明します。

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町 3-8-5
電話：(03) 3661-5131

平成 年 月 日

一般社団法人 日本科学機器協会
会長 矢澤 英人

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

製 業 者 等 の 名 称 _____

製 造 業 者 等 の 所 在 地 _____

代 表 者 氏 名 _____ 印 _____

担 当 者 _____

担 当 者 連 絡 先 (電 話 番 号) _____

(注) 本証明書は、生産性向上設備投資促進税制（中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む）の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の実生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件（「最新モデル」、「生産性向上」の要件）を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

①下記②③以外の場合 ⇒ チェックリスト①を使用

②当該設備が一代前モデルのソフトウェア組込型機械装置（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト②を使用

③当該設備がソフトウェア（中小企業者等が取得又は製作をするものに限る。）である場合 ⇒ チェックリスト③を使用

【チェックリスト①】 先端設備について確認済

		製造業者記入欄	日科協 チェック欄
該 当	「最新モデル」に該当するか	<p>下記の(ア)又は(イ)のいずれかに該当。</p> <p>(ア)当該設備は、取得等をする年度から起算して、一定期間(※1)以内に販売が開始されたものであり、かつ販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない。</p> <p>(イ)当該設備は、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルである。</p>	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p>販売開始年度：</p> <p>取得等をする年度：</p>
	「生産性向上」に該当するか	<p>当該設備の一代前モデルと比較して年平均1%以上の生産性向上を達成している。</p>	<p>1. 該当 2. 非該当</p> <p><比較指標></p> <p>(*) 以下の1～4までのいずれかの指標で比較。</p> <p>1. 生産効率 【 】</p> <p>2. 精度 【 】</p> <p>3. エネルギー効率【 】</p> <p>4. その他 【 】</p> <p><指標数値></p> <p>(一代前モデル)：</p> <p>(当該設備)：</p> <p><生産性向上></p> <p>年平均 %</p>
先端設備の当否		1. 該当 2. 非該当	

(※1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：4年、**器具備品：6年**並びに建物及び建物附属設備：14年とする。

(※2) 当該設備が器具備品のうちサーバー用の電子計算機である場合には、中小企業者等（情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行うものを除く。）が取得又は製作をするもののみが対象となる。